

# 令和8年6月1日から 富山市公衆浴場法施行細則が一部改正されました！

令和7年12月に、東京都内の個室サウナ店において火災が発生し、利用者が死亡する事故が発生しました。これを受け、富山市では国の「公衆浴場における衛生等管理要領」に基づき、富山市公衆浴場法施行細則を次のとおり改正しました。

**熱気・蒸気による入浴施設（サウナ等）を設ける場合、  
非常用ブザーその他通報装置の設置が義務化**

## 構造設備の基準（一部抜粋）

8条(17)熱気又は蒸気による入浴設備を設ける場合は、次のとおりとすること。

ア 放熱パイプが直接入浴者に接触しない構造とすること。

イ 室内を適温に保つための温度調節設備及び温度計を備えること。

ウ 給気口及び排気口を適当な位置に設けることとともに、入浴者の利用しやすい場所に非常用ブザーその他の通報装置を設けること。

エ 室内を容易に見通すことができる窓を設けること。

なお、既に公衆浴場の許可を得ている施設であって、蒸気又は熱気による入浴設備を設けており、かつその構造が改正後の施設基準に適合しない場合は、大規模改修等が行われるまでの間、基準の適用を猶予します。

## 安全にサウナ等を利用いただくために…

利用者の方に安心してサウナなどを利用いただくためにも、改めて安全対策の徹底をお願いします。

（点検内容の例）

- ☐ 非常用ブザー・通報装置の点検（電源や動作の確認）
- ☐ サウナ室の扉に不具合はないか、開閉を妨げるものが置かれていないか
- ☐ 緊急時の駆けつけ・連絡体制が確保され、従業員に周知されているか

